

熊本市郷土文化財制度について

従来の国・県・市の文化財保護制度との違いについて

幅広い範囲をカバー

文化財類型に該当するものだけでなく、地域に根差す生活文化等の文化資源も対象とします。

緩やかな保護制度

従来の保護制度の許可制と異なり、現状変更等は事前の届出によって可能です。

情報発信による活動支援

市役所・区役所で郷土文化財を広く情報発信し、活動団体を支援します。

財政的な支援の有無について

財政的な支援はありません。郷土文化財の保存・管理は、認定される前と同様、所有者、活動団体による管理をお願いします。市役所からの支援内容はホームページや市政だより等での情報発信やPR支援品の制作・配布、管理上の助言となります。例えば、修理等の経費については、所有者もしくは申請者の相談内容に応じて民間等の助成制度等のご紹介もいたします。

申請から認定までの流れ

申請したい地域の文化資源がある場合は、申請前に必ず文化政策課にご相談ください。申請ができるのは、文化資源の保存・活用を行う活動団体のみです。
※事前相談は、必ず電話もしくはメールにてお願いいたします。お問い合わせは下部【お問い合わせ先】をご覧ください。

01

相談

必要書類をまちづくりセンターもしくは文化政策課に提出。

02

申請

文化政策課が、申請のあった文化資源等について調査します。

03

調査

文化財保護委員会へ認定について諮問します。

04

諮問

文化財保護委員会の答申を経て、認定が決定します。認定後には認定書を授与します。

05

認定

認定後の支援

郷土文化財を市のホームページで紹介する等、広く情報発信します。また、認定年度に限りPR支援品（クリアファイル、のぼり旗、懸垂幕等）を制作・配布するほか、活動団体の要望に応じて保存・活用に助言を行います。



【お問い合わせ先】

熊本市文化市民局 文化創造部 文化政策課(市役所8F)

☎096(328)2039

✉bunkaseisaku@city.kumamoto.lg.jp

熊本市
郷土文化財
制度

熊本市郷土文化財を募集しています

「熊本市郷土文化財制度」は、熊本市独自の認定制度です。地域で大切にされている文化資源を郷土文化財に認定し、地域の宝として顕彰することで、次世代を担うこどもたちをはじめ幅広い世代の市民が、郷土への誇りと愛着を深めることで後世への継承を行い、まちづくりへ活用することを目的としています。

01 文化資源が、法や条例による指定等※1を受けていない

国、県、市の指定等を受けているものは対象になりません。

※1 文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例の規定による指定、登録、選択、選定及び認定

02 文化財の各類型※2に該当する、もしくは地域に根差す生活文化等である

※2 文化財の各類型は以下の通り

有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術

03 文化資源そのものや由来に、独自性もしくは地域的特色がある

全国的な伝統芸能や神社の祭礼等は対象になりません（地域的特色があるものは除く）。

04 文化資源が成立してからおおむね50年以上が経過している

05 文化資源の保存・継承・啓発活動を団体でおおむね20年以上行っている

団体の活動が清掃活動のみの場合は対象となりません。継承を目的とした活動の実施が必要です。

06 保存・継承・啓発活動団体は会則を有する

01～06の全ての条件に該当するものが郷土文化財に申請可能